

小林市・野尻町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・野尻町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、小林市・野尻町合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、小林市・野尻町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、総務部会、企画財政部会、厚生部会、産業建設部会及び文教部会の5部会とし、その関係事務所管の長又は、その長が指名する者(以下「部会員」という。)をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて部会長が開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会又は、次条に規定する分科会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門部会の部会長が別に定め、幹事

会へ報告するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部会長、 副部会長

専門部会名	小林市	野尻町
総務部会	総務課長	総務企画課長
	職員課長	
	税務課長	税務課長
	監査委員事務局長	監査委員事務局
	選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局
	公平委員会	公平委員会
	固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会
	議会事務局長	議会事務局長
企画財政部会	財政課長	総務企画課長
	会計課長	会計室長
	管財課長	
	企画調整課長	
	地域振興課長	
厚生部会	生活環境課長	町民福祉課長
	市民課長	ほけん課長
	ほけん課長	
	福祉事務所長	
	介護保険課長	
	市立市民病院	
	中央保育所長	
	住民福祉課長	
産業建設部会	農業委員会事務局長	農業委員会事務局長
	農林課長	経済課長
	商工観光課長	畜産林務課長
	畜産課長	農村建設課長
	農村整備課長	水道課長
	建設課長	
	管財課長	
	水道課長	
	農林建設課長	
	文教部会	社会教育課長
学校教育課長		
入ポ一ツ振興課長		
教育総務課長		